

太田市道路占用審査基準

制定日	平成 25 年	9 月	1 日
施行日	平成 26 年	4 月	1 日
版 数	第三版		
改定日	平成 27 年	2 月	20 日
施行日	平成 27 年	4 月	1 日

太田市（道路整備課）

〈目 次〉

道路占用総則	1～ 2
申請書・着手届・完了届	3～ 4
廃止届・権利譲渡・地位継承・原状回復・占用期間	4
道路占用目的ごとの細則	
1. 電 柱・電話柱	5
2. 電 線	5～ 6
3. 変圧塔	6
4. 郵便差出箱	6
5. 広告塔	7
6. 管 路	7～ 8
7. アーケード	8
8. 上空に設ける通路	8
9. 建築物の上屋部を連結する通路	8
10. ベンチ及び上屋	8
11. 露 店	8
12. 看 板	9～11
13. 掲示板	11～12
14. 商品置場	12
15. 工事用囲い及び足場	12
16. 工事用材料置場	13
17. 車両乗り入れ施設（歩道養生）	13
18. 太陽光発電設備及び風力発電設備	13
19. 排水管	14～16
20. 掘 削	17～18

はじめに

道路占用とは道路法第32条及び道路法施行令第7条に明記してあるもの以外は占用の対象ではありません。

ここでは、太田市における主だった項目の道路占用基準を示しております。

目的

この基準は、道路の占用が道路本来の機能を阻害しないよう許可の基準を定め、もって良好な道路環境の確保を図ることを目的とします。

道路占用の審査基準について

太田市における道路占用審査基準については、法令に従い、かつ国県の通知等を尊重し、太田市における道路の実状と過去の審査を踏まえつつ、太田市（道路整備課）が定めたものです。なお、一般的な審査基準であり、全てのケースを網羅しているとは限らないので、道路整備課内において協議の上、個別に判断するケースもあります。

道路占用の標準処理期間について

行政手続法第6条、太田市行政手続条例第6条に基づき、次の通り標準処理期間を定め、道路整備課窓口、ホームページ上にて公開しています。なお、標準処理期間であり、判断の難しいものはさらに日数を要することがあります。

・申請の受付から許可までの期間は、申請書の必要書類が揃っている前提で、受付から1～2週間（7～14日）程度とします。なお、土日以外の閉庁日は日数に含まれません。

・許可書が用意できたら、代理人に電話連絡します。

共通事項

- (1) 道路法第32条第1項及び道路法施行令第7条に規定する占用物件に該当するものであること。
- (2) 占用期間、場所、占用物件の構造、工事の実施方法、工事の時期及び道路の復旧方法等が令9条から第17条、規則4条の3から4条の4の7に定める基準に適合しているものであること。
- (3) 道路の交通を主として考え、道路を不経済に損傷し、又は道路の交通に著しい支障を及ぼさないものであること。
- (4) 交通信号機や道路標識等の効用を妨げるものでないこと。
- (5) 市長の認めるものについてはこの限りではない。

道路法第三十二条

第一項

道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

一号 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物

二号 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件

三号 鉄道、軌道その他これらに類する施設

四号 歩廊、雪よけその他これらに類する施設

五号 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設

六号 露店、商品置場その他これらに類する施設

七号 前各号に掲げるものを除くほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

第二項 (道路占用申請書の添付書類について)

第三項 (許可内容の変更について)

第四項 (道路交通法第七十七条第一項、道路使用許可について)

第三十三条 (道路の占用の許可基準)

第一項

道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれかに該当するものであって道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

道路法施行令第七条

一号 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ

二号 太陽光発電設備及び風力発電設備

三号 津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設

四号 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設

五号 土石、竹木、瓦その他の工事用材料

六号 防火地域において、既存建築物を耐火建築物に建て替える期間の仮設建築物

七号 市街地再開発事業のための区域内居住者の一時収容施設

八号 高速自動車国道等に設ける食事施設、購買施設

九号 トンネル上又は高架下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、駐車場、広場、公園、運動場

十号 高度地区等内の自動車専用道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、駐車場

十一号 非常災害があった場合における応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの

十二号 自転車等を駐車させるため必要な車輪止め装置

十三号 高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油及び自動車修理所

道路占用許可（協議）申請書

道路占用申請は、太田市道路占用規則様式第1号(第2条・第4条関係)によって行います。

申請内容が、道路法に適合し、道路構造及び道路交通の確保、道路の景観等に支障とならない範囲であれば許可を行っております。許可をし、交付した許可書の再交付は行いませんので、許可書は大切に保管してください。なお、道路交通法の使用許可を必要とするものについては、道路占用の許可書をもって警察署長と協議しなければなりません。

また、許可の内容によって、太田市道路占用料徴収条例に基づき、道路占用料を申請者から徴収する場合があります。

道路占用申請をする前に、わからないことがありましたら道路整備課窓口へご相談ください。

《申請書への添付書類》

(1) 位置図

市域における、位置を確認する。

(2) 平面図（配置図）

敷地内における土地利用（計画）と照らして、施工の計画が妥当であるか確認する。

(3) 公図（写）

施工箇所の地番を確認する。赤線等で着色して明示する。

(4) 断面図

施工内容について具体的な施工方法や大きさ・占用距離等まで明示する。

(5) 掘削復旧図（路面掘削をしない場合は不要）

路面を掘削する場合に道路舗装等の復旧方法を明示する。

(6) 求積図

占用面積を明示する。

(7) 構造図

設置するに当たり、どのように設置するのか明示する。また、必要に応じて強度計算等を明示する。

(8) その他添付書類

・施工同意書 施工する地先の所有者が太田市又は太田市が管理している、もしくは施主でない場合において、その地先所有者の施工同意書を添付する。

・狭あい道路整備事前協議通知書(写し) 後退用地を太田市に寄付を行う場所に施工する場合において添付する。

(9) 提出部数

許可申請書の提出部数は、2部とする。

道路占用工事着手届 太田市道路占用規則様式第2号(第5条関係)

工事を施工する前に必ず1部提出すること。

道路占用工事完了届 太田市道路占用規則様式第4号(第5条関係)

工事完了後、速やかに施工前・施工中・施工後の写真を添付して1部提出すること。特に、埋設物については完成後に確認ができないため、施工過程がわかる写真を添付すること。なお、完了届提出後、職員が現地確認をして、指摘事項がなければ完了とする。ただし、必要に応じて立ち合い検査を行う場合がある。

道路占用廃止届 太田市道路占用規則様式第7号(第8条関係)

占用を廃止しようとする時に必ず1部提出すること。

権利譲渡承認申請書 太田市道路占用規則様式第6号(第7条関係)

占用許可に基づく権利を他人に譲渡するときに必ず2部提出すること。

地位継承届 太田市道路占用規則様式第5号(第6条関係)

占用許可に基づく権利を、相続人又は合併により設立される法人（吸収合併の場合にあっては、合併後存続する法人）が継承する場合は、必ず1部提出すること。

道路占用原状回復届 太田市道路占用規則様式第8号(第9条関係)

占有者は、法第40条第1項の規定により原状に回復した場合においては、必ず1部提出し、検査を受けること。

占用の期間 占用の許可期間は、次に掲げるところによる。

(1) 次に掲げる工作物・物件又は施設 10年以内

- ① 水道法による水管（水道事業、水道用水供給事業の用に供するものに限る。）
- ② 工業用水道事業法による水管（工業用水道事業の用に供するものに限る。）
- ③ ガス事業法によるガス管（一般ガス事業、簡易ガス事業の用に供するものに限る。）
- ④ 電気事業法による電柱又は電線（同法第二条第一項第十号に規定する電気事業者（同項第八号に規定する特定規模電気事業者を除く。）がその事業の用に供するものに限る。）
- ⑤ 電気通信事業法による電柱、電線又は公衆電話所（同法第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。）
- ⑥ 石油パイプライン事業法による石油管（石油パイプライン事業の用に供するものに限る。）

(2) その他の占有物件 5年以内

(3) 占用の期間が満了する場合において、これを更新しようとする場合の期間についても同様とする

1. 電 柱・電話柱

《基本》

道路の敷地外に余地がある場合は、民地建柱を原則とすること。ただし、やむを得ない場合は、下記の基準による。

《内容》

- ① 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分の設置は認められない。ただし、民地内に家屋や浄化槽等の構造物があり、民地に建柱する余地がない場合については、道路交通に支障を及ぼさないことや側溝等の道路構造物を移動等させなければ建柱できるものとする。
- ② 既存の送電等の流れを維持する場合で、民地内に家屋や浄化槽等の構造物があり、建柱する余地がない場合については、道路交通に支障を及ぼさないことや側溝等の道路構造物を移動等させなければ建柱できるものとする。
- ③ 新しい分譲地や新開発基準等で新築する場合、敷地外に建柱することは認められない。
- ④ 歩車道区分のある道路では歩車道境界寄りの場所に設置すること。
- ⑤ 同一場所で、二以上の占有者がある場合は、原則として共架とし、単独建柱は認められない。
- ⑥ 歩車道の区分のない道路において、側溝のあるものについては側溝に近づいた場所に、側溝のないものについては、将来、地元住民からの要望により側溝が入る可能性を考慮して、おおむね官民境界から1m程度あけて建柱すること。
- ⑦ 法敷のあるものについては法敷に設置すること。
- ⑧ 同一路線に係る電柱は、道路の同一側にすること。
- ⑨ 歩道を有しない道路に設ける場合、反対側に占有物件があるときは、当該占有物件との水平距離が8m以上であること。
- ⑩ 以前に建柱が認められていたからという理由で、基準に満たない新規の建柱は認められない。
- ⑪ 植樹に当たる場合は、花と緑の課の指導に従い、移植などの対応をすること。

《構造》

堅固で耐久力を有するとともに、倒壊・落下・荷重等により道路の構造又は、交通に支障を及ぼさない構造とすること。

電柱の脚ていは、路面から1.8m以上の高さに、道路の方向として平行して設けること。

2. 電 線

《基本》

道路の敷地外に余地がなく、公益上やむを得ない場合に限り認めるものとする。やむを得ない場合は、下記の基準による。

《内容》

- ① 電線の最下部と路面との距離が5.0m以上とすること。道路の構造上又は交通に著しい支障を及ぼすおそれの少ない場合は、4.5m、歩道上にあっては、2.5m以上であること。

- ② 電線を既設の電線に附属して設ける場合においては、保安上の支障がなく、かつ、技術上やむを得ないとき又は公益上やむを得ない事情があると認められるときを除き、該当既設の電線にこれと錯そうするおそれがなく、かつ、保安上支障のない程度に接近していること。
- ③ 共架により電柱類に架設する場合は、その電柱類の設置について占用の許可を受けている者の同意を得ること。

《構造》

堅固で耐久力を有するとともに、倒壊・落下等により道路の構造又は、交通に著しい支障を及ぼさない構造とすること。

3. 変圧塔

《内容》

- ① 法敷のある道路の法敷に限り認めるものとする。
- ② 法敷がある道路にあっては、法敷上で、かつ路肩から0.25m以上の場所に設置すること。
- ③ 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所での設置は認められない。

《構造》

堅固で耐久力を有するとともに、倒壊・落下・荷重等により道路の構造又は、交通に著しい支障を及ぼさない構造とすること。

占有者又は管理者の名称及びその連絡先を表示したものであること。

広告物を表示又は掲出ししないものであること。

4. 郵便差出箱

《基本》

郵便事業に係るものに限る。

《内容》

- ① 法敷等で交通に支障を及ぼすおそれの少ない場所に設置すること。
- ② 法敷がない道路にあっては、歩道を有する道路に限り認めるものとし、歩道上の車道寄りとする。ただし、歩道の残巾が0.75m未満となる場合は認められない。
- ③ 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所での設置は認められない。

《構造》

堅固で耐久力を有するとともに、倒壊・落下・荷重等により道路の構造又は、交通に著しい支障を及ぼさない構造とすること。

投函口は、歩道を有する道路にあっては、歩道側に、歩道を有しない道路にあっては、道路と平行に設けるものとする。

5. 広告塔

《基本》

原則的には設置を認められない。ただし、地方公共団体及びこれに準ずる者が、公共の目的のために設置する場合に限り認めるものとする。

《内容》

- ① 法敷等で交通に支障を及ぼすおそれの少ない場所に設置すること。
- ② 同一路線上における設置間隔は100m以上とすること。

《構造》

堅固で耐久力を有するとともに倒壊、落下、はく離、汚損等により、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない構造とすること。

必要最小限の大きさとし、道路の方向と平行して設けること。

色彩は、交通信号機、道路標識に類似したものをさけ、地色は白色又は淡色とすること。

電光式、照明式又は反射材料式は認められない。

デザイン及び表示内容は、美観風致を十分考慮するものとする。

6. 管路（水道、ガス管その他これらに類する物件）

《基本》

管路を占用する場合は地下式とする。ただし、市長が認める場合は架空式とすることができる。

《内容》

- ① 歩道を有する道路にあっては、歩道の地下とする。ただし、本線については、適当な場所がなく、かつ公益上やむを得ない事情があると認められる場合には、車道の地下に埋設できるものとするが、極力車道端寄りとする。
- ② 歩道を有しない道路にあっては、道路幅員の3分の2に相当する路面の中央部以外の部分の地下とし、極力車道端寄りとする。ただし、本線については、適当な場所がなく、かつ公益上やむを得ない事情があると認められる場合には、この限りではない。また、極力路面の中央部を避けるものとする。
- ③ 側溝が無い道路について、将来地元住民からの要望により側溝が入る可能性を考慮し、おおむね官民境界から1.0m程度あけて埋設すること。

《埋設の深さ》

道路の横断箇所は、最小限にとどめ、道路に対し、直角に横断するものとする。

水路を横断する場合は、横断箇所の詳細図を添付させ、十分協議すること。

水管又はガス管の本線と地下電線の本線とは、同一側に埋設しないこと。ただし、工事実施上やむを得ない場合又は共同溝設置の場合はこの限りではない。

地上に設ける管路は、管路の下端を路面から5.0m以上とすること。

水管又はガス管の本線の頂部と路面との距離は、1.2m（工事実施上やむを得ない場合にあつては、0.6m）以上であること。ただし、「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に

設ける場合における埋設深さ等について」(平成 11 年 3 月 31 日建設省道政発第 32 号・道国発第 5 号)に該当する場合は、この限りではない。

《構造》

地下に設ける管路は、堅固で耐久力を有するとともに、道路及び他の占用物件に支障を及ぼさないものであること。

地上に設ける管路は、倒壊、落下、はく離等により、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすことがないような構造とすること。(排水管については、別途基準を参照のこと。)

7. アーケード

「アーケードの取扱について(昭和 30 年 2 月 1 日付け国消発第 72 号、建設省発住第 5 号、警察庁発備第 2 号)」による。

8. 上空に設ける通路

「道路の上空に設ける通路の取扱等について(昭和 32 年 7 月 15 日付け建設省発住第 37 号、国消発第 860 号、警察庁乙備発第 14 号)」及び「道路の上空に設ける通路の取扱い等について(平成 8 年 3 月 19 日警察庁丁規発第 32 号、建設省道政発第 44 号、建設省住指発第 90 号、建設省住街発第 30 号、消防予第 39 号)」による。

《設置》

「連絡協議会」において、各機関の意見が一致した場合に限り占用を認めるものとする。

9. 建築物の屋上部を連結する通路

「建築物の屋上部を連結する通路の取扱いについて(昭和 46 年 10 月 11 日付け建設省道政発第 107 号)」による。

10. ベンチ及び上屋

「ベンチ及び上屋の道路占用取扱いについて」(平成 6 年 6 月 30 日建設省道政発第 32 号 道路局長通達)及び「ベンチ及び上屋の道路占用の取り扱いについて」の一部改正について(平成 25 年 3 月 6 日付け国土交通省道利発第 14 号)による。

11. 露 店

《基本》

道路交通上及び構造保全上支障となる場合が多いので、祭礼、縁日、歳の市等の社会慣習上やむを得ない場合で、一時的に設けるものに限る。

12. 看板

突出看板（袖付看板）

《基本》

電柱・電話柱・軌道柱・街灯・消火栓標識又はバスの停留所標識に添加された広告。

原則、民地内に設置すること。

太田市屋外広告条例を参照すること。

《内容》

- ① 歩道を有する道路にあっては、看板の下端と路面との距離は3.0m以上、官民境界から出巾は縦1.2m以内、横0.6m以内であること。
- ② 歩道を有しない道路にあっては、看板の下端と路面との距離は4.7m以上、官民境界から出巾は縦1.2m以内、横0.45m以内であること。

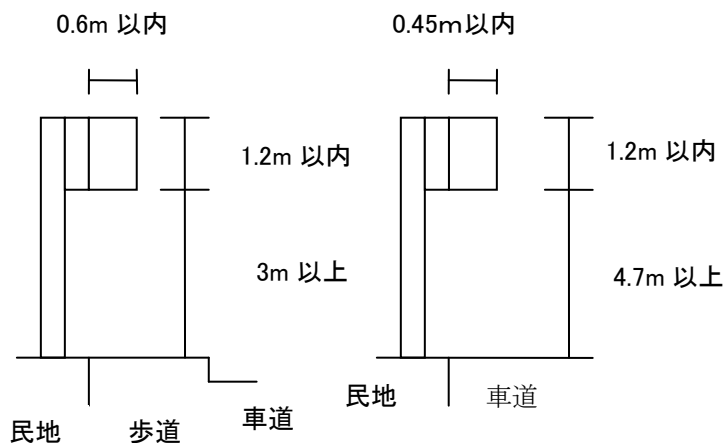
《構造》

看板の上端は、取付壁面を超えないものとする。

倒壊・落下・はく離等により、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすことがないような構造とすること。

袖看板の厚さは0.5m以下であること。

突出看板（袖付看板）



突出看板（壁面看板）

《基本》

建物・塀その他道路区域外の工作物又は物件に添加され、道路区域内に突出する広告のこと。

原則、民地内に設置すること。

太田市屋外広告条例を参照すること。

《内容》

- ① 歩道を有する道路にあっては、看板等の下端と路面との距離は、3m以上とし、掲出方法は歩道側とする。また、官民境界から出巾は0.6m以内であること。
- ② 歩道を有しない道路にあっては、看板等の下端と路面との距離は、4.7m以上であること。
- ③ 壁面看板は、道路区域外の建築物の壁面に取り付け、道路方向と平行して広告物を表示させること。また、官民境界から出巾は0.45m以内であること。

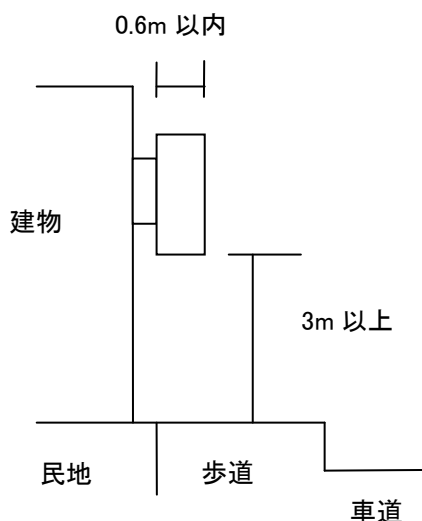
《構造》

片面の表示面積5㎡以内であること。

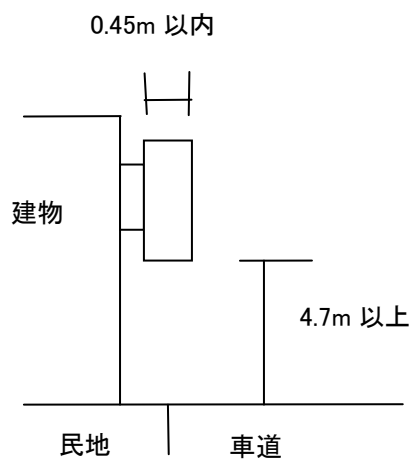
倒壊・落下・はく離等により、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすことがないような構造であること。

突出看板(壁面看板)

片面の表示面積は5㎡以内



片面の表示面積は5㎡以内



巻付看板

《基本》

電柱等に巻き付けて広告等を掲出する広告。

原則、民地内に設置すること。

太田市屋外広告条例を参照すること。

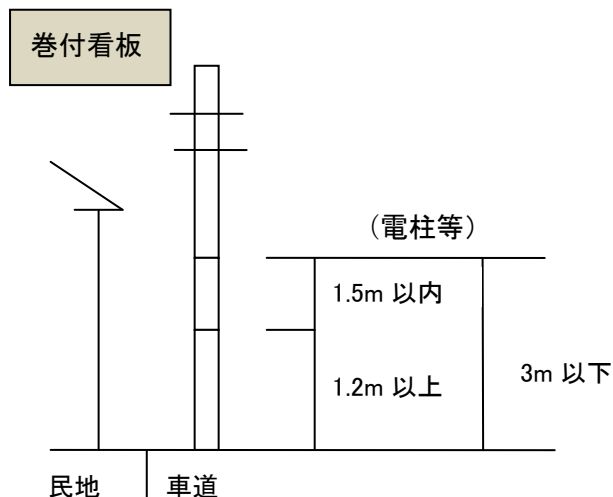
《内容》

- ① 巻付看板の下端は、路面から1.2m以上3m以下であること。
- ② 1柱につき1個であること。

《構造》

巻付看板の大きさは、1.5m以内、表示面積1㎡以内とし、1個を2面として掲出することができる。

倒壊・落下・はく離等により、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすことがないような構造であること。



立看板

《内容》

- ① 公共団体が公共目的のために一時的に設けるものに限り、法敷・側溝又は路肩の占用を認めるものとする。ただし、歩道を有する道路で該当歩道の幅員が4m以上の場合にあっては、横0.5m以内の看板を歩道上の車道寄りに設けることができる。
- ② 道路が交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。
- ③ 立看板の大きさは、縦1.8m以内、横0.9m以内であること。

《構造》

倒壊・落下・はく離等により、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすことがないような構造であること。

13. 掲示板

《基本》

公共団体、町内会等の団体が、広報等の公共目的のために設置する場合に限る。

《内容》

- ① 法敷等で交通に支障を及ぼすおそれの少ない場所に設置すること。
- ② 法敷等がない歩車道の区別のある道路では、歩道上で、路端に設置するものとし、当該占用物件を設置した後の歩道の有効幅員は、0.75m以上とすること。
- ③ 法敷等がなく歩車道の区別のない道路で、L型側溝のあるものについては路端から0.25mの間隔を保った場所に、U型側溝のあるものについてはU型側溝に接した場所に、側溝のないものについては市長の指示する場所に設置すること。
- ④ 道路が交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。
- ⑤ 掲示板等については、道路の方向と平行に設置すること。

《構造》

倒壊、落下、はく離等により、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすことがないような構造とすること。

占用物件の高さ及び長さは、縦1.0m以下、横1.5m以下とすること。ただし、公職選

拳法に基づき掲示するものは除く。

色彩は、交通信号機、道路標識に類似したものをさけ、地色は白色又は淡色であること。

基礎構造は、堅固かつ必要最小限の大きさとし、道路の方向と平行して設けること。

占有者又は管理者の名称及びその連絡先を表示したものとし、広告物の表示添加は一切認められない。

支柱は埋込式であること。

《その他》

公職選挙法のポスター掲示場については、「ポスター掲示場の設置及び街頭演説場所の確保に伴う道路法上の許可について」（建設省道路局長通達）による。

14. 商品置場

《基本》

道路交通上及び構造保全上支障となる場合が多いので、祭礼、縁日、歳の市等の社会慣習上やむを得ない場合で、一時的に設けるものに限る。

15. 工事中用仮囲い及び足場

《基本》

道路の敷地外に余裕がなく真にやむを得ないもので、かつ、一時的なものに限る。

《内容》

- ① 幅員6.0m未満の道路にあっては出巾0.5m以下、幅員6m以上の道路及び歩道を有する道路にあっては出巾0.9m以下であること。
- ② 足場の前面にシート又は金網による防護施設を、高所用の足場等を設ける場合は、上空に危険防止柵を設けること。
- ③ 危険防止柵の下端と路面との距離は、歩道上3.0m、車道上4.7m以上とし、路面上への出巾は1.5m以下であること。
- ④ 官公署の指示に基づく表示板以外の広告物を表示又は掲出ししないものであること。
- ⑤ 法敷のある道路にあっては、法敷上であること。

《構造》

設置するに当たり、路面に損傷等を及ぼさないこと。

倒壊、落下等により、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすことがないような構造であること。

16. 工事用材料置場

《基本》

一時的であり必ず撤去する見込みがある場合に限る。《内容》

- ① 法敷等で交通に支障を及ぼすおそれの少ない場所に限ること。
- ② 道路が交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。
- ③ 地元住民に支障を及ぼすおそれがない場所であること。

《構造》

材料置場の大きさは必要最小限とすること。

路面の流水を妨げないこと。

倒壊、落下等により、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすことがないような構造であること。

17. 車両乗入れ施設（歩道養生）

《基本》

沿道で工事を行うため一時的に設ける通路に限る。

《内容》

- ① 1 工事につき原則として 1 箇所とし、その幅については 8.0m 以下であること。
- ② 占用面積・期間は必要最小限であること。

《構造》

歩道の幅員、路盤等に応じてコンパネ、鉄板又はこれに準じたものを敷くこと。

コンパネ、鉄板等の設置に当たっては、歩道・側溝構造等に影響のない方法であること。

車道との段差部分の養生については、三角パネル等（可動式）で行うこと。この場合、車道側の出幅については 0.5m 以下であること。

路面からの高さは 0.15m 以下であること。

長期間（概ね 1 年）の工事については、歩道の一部改築工事（承認工事）を実施すること。

18. 太陽光発電設備及び風力発電設備

《内容》

- ① 道路区域内の地面に接する部分は、車道以外の道路の部分であること。
- ② 交通に支障を及ぼすおそれのないこと。
- ③ 敷地としての一体利用とみなされる形態でないこと。

19. 排水管

《基本》

該当地の手前の側溝に接続する場合や、該当地の反対側にある側溝に埋設して側溝に接続する場合のいずれも道路占用で取り扱うが、道路の掘削が無ければ掘削復旧図を必要としない。

管の破損、瑕疵のある工事、不法占用物による損害等の責任を市は負わない。

農業用水として使用されている道路側溝に排水管を接続する場合は、季節により水量の変動が大きく、用水期に逆流をまねく場合があるので、事前に調査をすること。

流末の無い側溝・水路への排水管接続は認められない。

ポンプアップによる圧送排水も可能だが、ポンプなどの必要な設備は民地内に収めること。

既設管での排水の場合、管種や設置の深さなど不明な事も多い。申請書の図面作成においては、可能な限り分かる範囲でよい。

既設単独処理浄化槽の排水管側溝接続については、浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年6月2日法律106号 附則第2条経過措置）により、合併処理浄化槽と同様と考えられることから、側溝接続を認めることとする。ただし、使用者は今後、合併処理浄化槽の設置に努めるようにしなければならない。

《内容》

① 排水管理設の深さ

横断・縦断を問わず、排水管が埋設される深さが路面から概ね30cm未満の際は、道路及び埋設管の保護を目的としたコンクリート巻き立て（周り10cm）をすること。

② 雨水排水

雨水については、原則宅内浸透処理とする。浸透柵からのオーバーフロー分については排水管接続可能。ただし、藪塚本町地区（国及び県農地防災事業水路隣接地域等を除く）については認められない。

合併浄化槽排水と雨水排水（オーバーフロー分）を一緒に道路側溝へ流す場合は、雨水排水のみで浸透式の柵を設置し、その後浄化槽排水と合流させ側溝接続すること。この場合、最終柵は浸透式でなくて良い。

工場等の雨水排水で油水分離槽を設置する場合、分離槽の後に浸透柵を設置し、側溝へ接続すること。

③ 国及び県農地防災事業水路

藪塚本町地区における国及び県で施工した農地防災事業水路について、太田市に移管している箇所水路に蓋がかかっている部分・道路として使用できる部分については、道路占用で取り扱うこととする。なお、排水管接続については以下のとおりとする。

- (1) 水路に隣接しており、排水管の水路への手前接続または横断接続できる場合。
- (2) 側溝のない市道を縦断しての排水管接続は認められない。道路幅員内（官地）に側溝を敷設（道路法第24条承認工事）して水路へ接続させ、敷設した側溝に接続させること。
- (3) 雨水については、原則宅内浸透処理とするが、藪塚本町地区で認められない浸透柵からの雨水（オーバーフロー分）も排水できるものとする。

④ 排水管接続箇所数

一般住宅一軒分の排水管接続場所は、1箇所にとめること。

店舗や工場の敷地などで、広い・細長い等の理由がある場合、複数個所の接続が許可できる。

⑤ 仕上げ

排水管接続完了の際、内側の流水面については必ずモルタル摺り付け仕上げを行い、ゴミが溜まったり、排水管が流水断面内に飛び出したりしないようにすること。

上記の条件を満たすため、内部を直接補修できないもの（ボックスカルバード、ヒューム管など）への直接接続は原則認められない。柵を設けるなど策を講じること。

⑥ 排水管断面

管の径は、耐久力の観点から側溝規格の高さ 1/2 までとする。

(例) 幅 300×高さ 400→φ200 まで 幅 400×高さ 600→φ300 まで

⑦ 複数分譲

分譲などの際に、2軒以上が連続して同時に横断掘削する場合、それぞれを個別に掘削するのではなく、可能な限り本復旧箇所と施工時期をまとめることが望ましい。

⑧ 民地内で複数軒の排水を集水

[柵で集水する場合]

A 民地内でいくつかの宅から排水管が集まり、最終的に1つの柵から道路側溝へ排水される場合、その一つの管が道路占用物件となり、奥に存在する「排水を出している宅」それぞれが占用権者となる。全員の連名による申請となることが望ましい。

B 占用権者を1名に絞り、それ以外の使用者は占用者の同意を得て排水をする、といった形式でも問題は無い。この場合、占用権者の許可期間が有効であることを条件に、「それ以外の使用者」については占用申請を必要としない。(権利者の同意の元、あくまで民地内施工という扱いである。)

[側溝敷設する場合]

権利上、AもしくはBのような形となればそのように許可できるものとする。

現況の見え目が「寄附位置指定道路」のような場合、誤って新設接続の道路占用申請がなされる場合があるが、これは間違いである。あくまで側溝が民地内に存在するのであれば、それは地権者の個人的な排水構造物である。

⑨ 区画整理道路

申請書に添付する公図については、代わりに仮換地証明の写しを提出すること。

道路側溝・流末が施工途中の場合や、側溝・排水機能・歩道のインターロッキングなどが、特殊な施工になっている場合があるので、市街地整備課とよく協議を行うこと。

⑩ 縦断排水管理設

市道を縦断して市道側溝（水路）に排水管を接続する場合、道路法第24条承認工事により道路内（官地）に側溝を敷設し、その側溝へ排水管を接続することが望ましい。

排水管を縦断で埋設する際に管理柵を設置する場合、通行の支障となってしまうたり、車両を痛めるような構造物は認められない。柵自体および蓋は25トン耐圧の二次製品（現場打ちでも可）とし、可能な限り車両通行時の騒音防止に努めること。ただし、国及び県農地防災事

業水路については、別途のとおりとする。

⑪ 県管理側溝へ排水

市道を縦断して県管理側溝（水路）に排水する場合、市道内に側溝を敷設し、県管理側溝（水路）に接続させ、敷設した側溝に排水管を接続すること。なお、県管理道への側溝接続は、県への承認工事となる。

（※）県としては、個人排水管の直接県管理側溝（水路）へ接続することは原則、認められない。ただし、市の構造物（ここでいう側溝）を介しての接続であれば構わないという判断である。

県管理側溝（水路）接続については県と協議による。

⑫ 公共物に縦断埋設しての道路占用

道路占用と公共物使用の両方が同時に発生する場合、通常は道路占用1本でまとめて申請とすることができるが、公共物（法定外道路など）を縦断して排水管を埋設する場合などは、別途公共物使用申請を必要とする場合もある。詳細については協議をすること。

⑬ 脇を1mあける

側溝が無い道路について、将来地元住民からの要望により側溝が入る可能性を考慮し、おおむね官民境界から1m程度あけて縦断埋設すること。これは排水管だけでなく、上水・下水・ガスなどの構造物も同様とする。

⑭ 東新町、西新町、宝町など

該当地域において、農地以外の目的で土地利用する際は道路境界線に沿って道路法第24条承認工事により、素掘側溝に三面側溝へ入れ替える工事を原則としています。（行政指導）

三面側溝を敷設した場合には、その側溝へ排水管を接続することとし、素掘側溝へ接続する場合は、素掘側溝の壁を水流で削らないように接続を行うこととする。

⑮ 市町境界またぎ

太田市外の土地から太田市道側溝へ排水管接続する場合、下記以外は認められない。

- ① 建築する市町に排水する経路が存在しない。
- ② 建築する市町に排水する経路は存在するが、物理的に不可能である。なお、②については理由書を添付すること。

⑯ 水利組合等の承認

水利組合の管理区域である場合は、必ず水利組合に話をし、必要があれば承認を得ること。なお、水利組合が不明な場合は区長等に確認し、水利組合がある場合については承認を得ること。

⑰ 排水管を側溝へ接続する深さ

排水管接続の高さは、泥溜めが取れる高さであることが望ましい。

20. 掘削

《基本》

掘削した土砂をそのまま埋め戻すことは認められない。土砂の入替を行った後に埋め戻すこと。

《通常の掘削復旧》

基本的には影響幅を0.3mとすること。

残りが0.5m以下の場合、その場所も含めて復旧すること。

仮復旧から本復旧までは、3ヶ月以上あけること。

仮復旧時の沈下・きれつ等があった場合は、占有者の負担でその都度補修すること。

本復旧がされていない場合については、工事が完了していないものとみなし、沈下・きれつ等の損傷が生じた場合は、占有者の負担で本復旧すること。なお、本復旧した場合でも、道路占用の完了日から次に定める期間中に占有者が復旧工事を施工した部分、又は推進工法を施工した部分の路面の沈下、きれつ等の損傷を生じた場合には、補修を命ずることがある。

・アスファルト等 2年（砂利道においては6ヶ月）

・占有者に故意又は重大な過失があると認められる場合 10年

工業団地など特殊な場合、復旧の条件が上記によらない場合があるため協議すること。

《掘削制限》

アスファルト舗装後、原則3年度以内は掘削できないものとする。ただし、ライフラインの設置でやむを得ず掘削を行う場合は、直接の施工者とよく協議を行い、その施工時と同等の舗装構成にて復旧を行う。また、掘削する前に、必ず近隣住民および地元区長へ説明し、了解を得ること。なお、掘削制限の基準日及び復旧幅については以下に定める。

[基準日]

開発による道路：引き継ぎ書を太田市が受理した日

位置指定道路：道水路敷寄付採納証明書の通知日

太田市の発注工事：完了検査の完了日

道路法による工事：完了検査の完了日

[中央線の無い道路]

縦断掘削→影響部1.0m

ただし残りが0.5m以下の場合、その場所も含めて復旧

概ね現況で舗装部が3.0m未満の道路であれば全面復旧

概ね現況で舗装部が3.0m以上であっても、概ね道路の中心を掘削する場合は、全面復旧を指導することがある。

横断掘削・小穴及び分水止等→影響幅1.0mで道路幅は全面復旧

[中央線のある道路]

縦断掘削→影響部1.0m

ただし、残りが0.5m以下の場合、その場所も含めて復旧

また、中央線まで0.5m以下の場合も中央線まで復旧

中央線をまたいで掘削する場合は、道路幅は全面復旧
横断掘削→影響幅1.0m、小穴及び分水止等については半面復旧
ただし、道路の概ね中心を掘削する場合は要協議

[歩道]

縦断掘削は全面復旧

横断掘削は影響幅1.0m

仮復旧から本復旧までは、3ヶ月以上あけること。

仮復旧時の沈下・きれつ等があった場合は、占有者の負担でその都度補修すること。

本復旧がされていない場合については、工事が完了していないものとみなし、沈下・きれつ等の損傷が生じた場合は、占有者の負担で本復旧すること。なお、本復旧した場合でも、道路占用の完了日から次に定める期間中に占有者が復旧工事を施工した部分又は推進工法を施工した部分の路面の沈下、きれつ等の損傷を生じた場合には、補修を命ずることがある。

- ・アスファルト等 2年（砂利道においては6ヶ月）
- ・占有者に故意又は重大な過失があると認められる場合 10年

工業団地など特殊な場合、復旧の条件が上記によらない場合があるため協議すること。

《舗装構成》

復旧の原則は「原形復旧」とするが、最低限の復旧構成としては車道50（密粒13AS）100（粒調碎石30-0）150（切込碎石40-0）、歩道30（密粒13AS）100（粒調碎石30-0）以上とする。それぞれ再生材でもよい。

インターロッキング、コンクリート、砂利道、幹線道路、旧県道などは、その都度協議をすること。

《長距離の掘削、狭い道路の掘削等》

50mを超えるような長距離の掘削、全面通行止めを余儀なくされるような狭い道路の掘削については、近隣住民および地元区長へ説明し、了解を得ること。なお、それ以外の掘削についても、近隣住民等に説明し、了承を得ること。

《その他》

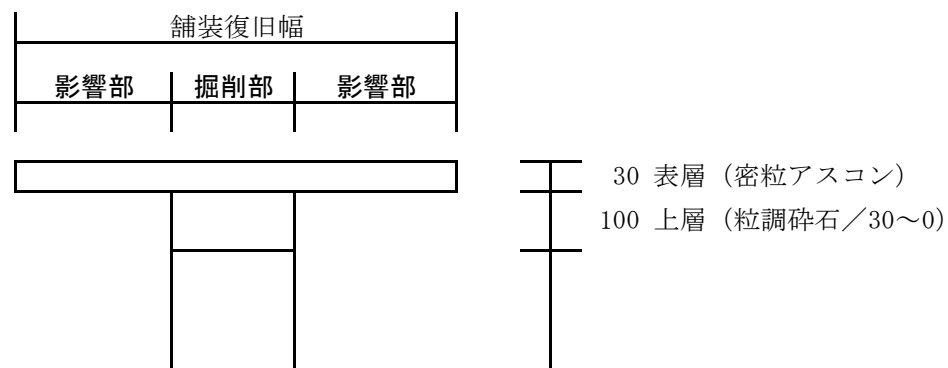
掘削時に外側線や路面表示等も舗装と同時に剥がした場合は、復旧時に引き直しをすること。
杭や鋌など境界の標示がある場合、施工上やむを得ず外したときは、施工完了後に復元すること。

(別図)

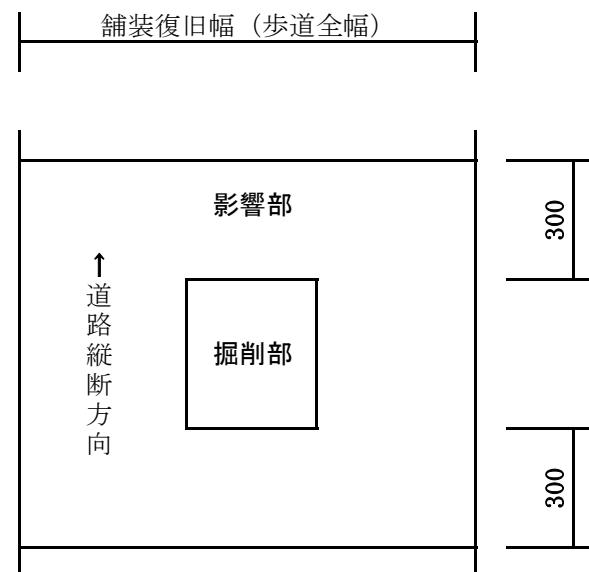
共通事項

1. 仮復旧の舗装構成は影響部を除いた掘削部とし、本復旧は仮復旧のアスファルトを一旦除去して掘削部及び影響部を一体施工する。
2. 3年度を経過していない道路を掘削する場合には、影響部「300」を「1000」に読み替えるものとする。

歩道標準断面図

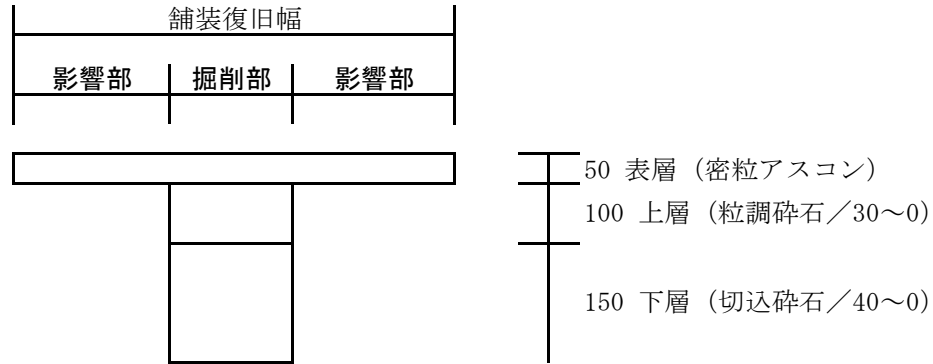


歩道標準平面図

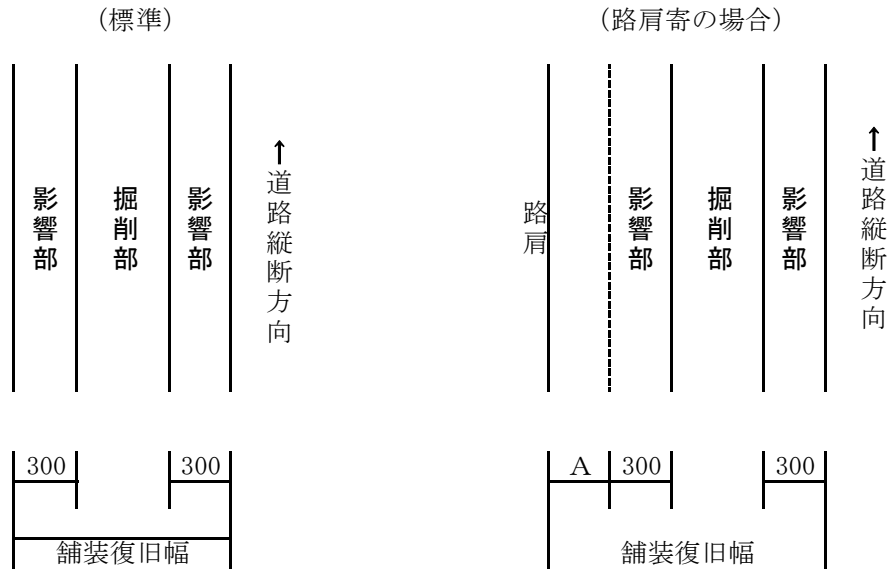


(注1)
但し、インターロッキング仕様や砂利道等の場合は協議を要する。

車道標準断面図－ 1



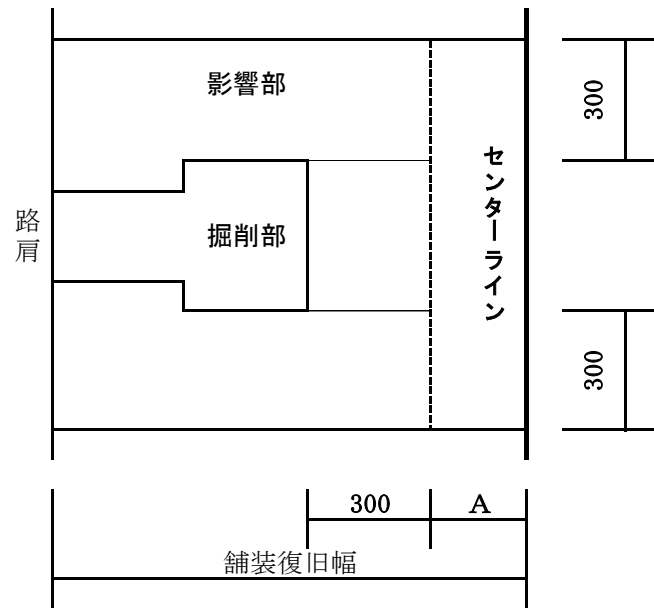
車道平面図 (道路縦断方向に連続掘削)



(注1)
A ≤ 500の場合は路肩まで舗装する

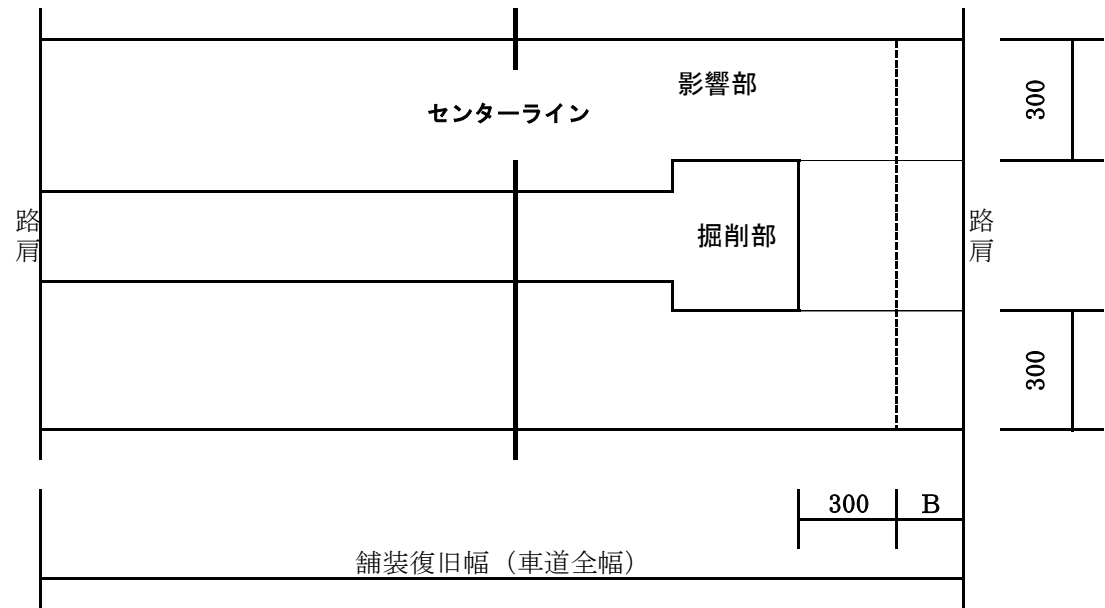
車道平面図（本管からの取出し等）

（センターラインのある道路）



(注2)

A ≤ 500の場合はセンターラインまで舗装する



(注3)

B ≤ 500の場合は路肩まで舗装する